

一般社団法人 兵庫県測量設計業協会

会員の入会金及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県測量設計業協会（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の正会員及び賛助会員の入会金及び会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金の額)

第2条 正会員及び賛助会員の入会金の額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 20万円
- (2) 賛助会員 50万円

(会費の額)

第3条 正会員及び賛助会員の会費は、均等割の普通会費と会員の年間売上高に応じた特別会費とする。

- (1) 正会員 普通会費 年間 16万円
特別会費 測量・調査・設計・補償業務に関する全年間売上高の0.08%を附加したもの。
但し、売上高の上限は5億円とする。
- (2) 賛助会員 普通会費 年間 32万円
特別会費 県内の支店、営業所における測量・調査・設計・補償業務に関する全年間売上高の0.08%を附加したもの。
但し、売上高の上限を5億円とする。

(入会金及び会費の納入)

第4条 正会員及び賛助会員は、会長からの請求に基づき、入会金は入会時に、会費は次のとおり納入しなければならない。

- (1) 普通会費及び特別会費は毎年6月末までに半額及び11月末までに半額を納入しなければならない。
- (2) 新入会員の場合は、入会金・会費を理事会の決定後10日以内に納入するものとする。
ただし、新入会員の会費は4月以後9月までの入会者は全額、10月以後3月までの入会者は半額とする。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第5条 正会員及び賛助会員が年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則（平成 23 年 2 月 25 日通常総会決議）

1. この規程は、この法人の設立の登記の日（平成 23 年 10 月 3 日）から施行する。
2. （社）兵庫県測量設計業協会運営規定（昭和 54 年 8 月 4 日制定）の第 4 条、第 5 条、第 6 条は、この法人の設立の登記の日（平成 23 年 10 月 3 日）をもって廃止する。